

# 認可保育所と認証保育所の制度比較

資料4

| 区分                   | 認可保育所  | 認可保育所(町田市)  | 認証保育所   |  |
|----------------------|--|---|---|--|
|                      |  |   | A型  | B型                                     |
| 1 設置者                | 区市町村、社会福祉法人、その他民間事業者(法人)   | 同左  | 民間事業者(法人)   |  |
| 2 定員                 | 20人以上  | 20人以上   | 120人から120人<br>3歳未満時の定員を総定員の半<br>数以上とすること<br>10歳児の定員を設けること                 | 0歳から2歳までが対象<br>6人から29人<br>0歳児の定員を設けること |
| 3 開所時間               | 11時間   | 同左  | 13時間  |  |
| 4 利用方法               | 区市町村が選考し決定   | 同左  | 利用者と施設が直接契約   |  |
| 5 施設基準               | 東京都児童福祉施設の設備・運営の基準に関する条例など   | 町田市民間保育所運営費支弁要綱   | 認可保育所に準じた都独自の基準   |  |
| 乳児室、ほふく室<br>(0、1歳児室) | 1人あたり3.3㎡以上  | 1人あたり3.3㎡以上<br>(0歳児は1人あたり5.0㎡以上)  | 1人あたり3.3㎡以上<br>(年度途中は2.5㎡で弾力可能)   | 1人あたり2.5㎡以上                            |
| 保育室・遊戯室<br>(2歳以上児室)  | 1人あたり1.98㎡以上   | 同左  | 同左  |  |
| 屋外遊戯室                | 2歳以上児1人あたり3・3㎡以上   | 2歳以上児1人あたり3・3㎡以上<br>(0歳児が専用に使用できる屋外遊戯場を設けるよう努める)  | 2歳以上児1人あたり3・3㎡以上  | 規定無し                                   |
| その他                  | 調理室・便所手洗い・医務室  | 調理室・便所手洗い・医務室   | 調理室・便所手洗い・医務室   |  |
| 6 職員                 |  |   |   |  |
| 保育従事者                | 原則、常勤として保育士資格者を配置すること  | 同左  | 資格保有者が常勤の6割以上であること  |  |
| 配置基準                 | 0歳児 :3人につき1人以上<br>1・2歳児 :6人につき1人以上<br>3歳児 :20人につき1人以上<br>4歳児以上:30人につき1人以上    | 0歳児 :3人につき1人以上<br>1歳児 :5人につき1人以上<br>2歳児 :6人につき1人以上<br>3歳児 :20人につき1人以上<br>4歳児以上:30人につき1人以上 | 0歳児 :3人につき1人以上<br>1・2歳児 :6人につき1人以上<br>3歳児 :20人につき1人以上<br>4歳児以上:30人につき1人以上 |  |
| 調理員等                 | 原則、常勤職員を配置すること   | 同左  | 規定無し  |  |
| 配置基準                 | 定員が40人までの保育所 1人<br>定員が41人から150人までの保育所 2人<br>定員が151人以上の保育所 ※3人<br>(※うち1人は非常勤) | 定員が21人から30人までの保育所 2人<br>定員が31人から150人までの保育所 3人<br>定員が151人以上の保育所 4人<br>(0歳児の場合は、上記に1名増配置)   | 定員が40人までの保育所 1人<br>定員が41人以上の保育所 2人  |  |
| 保健師等<br>(0歳児)        | 規定無し   | 原則、常勤職員を配置すること  | 規定無し  |  |
| 配置基準                 | 規定無し   | 0歳児 常勤保健師等 1人<br>(0歳児の定員が6人以上9人未満の保育所においては<br>非常勤保健師等の配置に代えることができる)                       | 規定無し  |  |
| 7 保育料                | 区市町村が徴収  | 同左  | 認可保育所の徴収基準を上限に、施設が設定・徴収   |  |